

鹿屋市指定居宅介護支援事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則
鹿屋市指定居宅介護支援事業所の指定等に関する規則（平成30年鹿屋市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「の申請等」を「を受けた旨の標示」に改め、同条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

第3条及び第4条を削る。

第5条中「前3条まで」を「法第79条第1項」に改め、「よる指定」の次に「、法第79条の2の規定による指定の更新」を、「又は」の次に「法第82条の規定による」を加え、同条を第3条とし、第6条を第4条とし、第7条を第5条とする。

別記第1号様式から別記第4号様式までを削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。